

# 笠岡労働基準監督署管内では労働災害が増加しています！

## ～令和5年1月末速報値～

### 笠岡労働基準監督署

笠岡労働基準監督署管内（笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町）における令和4年の労働災害発生状況（令和5年1月末速報値）は死亡災害が2件（前年比2件増）、休業4日以上<sup>※</sup>の死傷災害が375件（前年比193件増）と非常に多く発生しています。

死傷災害の発生件数は、過去30年間で最も多く、前年（令和3年）の2倍以上となっています。事故の型では、新型コロナウイルス感染症を含む「その他」が最も多く発生していますが、新型コロナウイルス感染症を除くと「転倒」、「墜落・転落」、「動作の反動、無理な動作」（腰痛など）が多くを占める状況となっています。

このような状況から当署管内の労働災害発生状況についてとりまとめたチラシを作成しております。

労働災害を防止することは、大切な社員の安全と健康を守ることであり、人材面や企業活動を活性化させる上でも重要です。労働災害のない、安全で安心した職場を目指しましょう。

### 令和4年 労働災害発生状況 (令和5年1月末速報値)

※過去30年間で最も多い

令和4年は笠岡労働基準監督署管内で**375件**（休業4日以上<sup>※</sup>の労働災害）発生。

新型コロナウイルス感染症を除いた件数は**198件**で過去20年間で最も多かった令和2年に迫る状況。

**死亡災害も2件**（前年0件）発生。

※運輸交通業（崩壊・倒壊災害）と鉱業（はさまれ・巻き込まれ災害）で発生しました。

業種	令和2年	令和3年	令和4年
第三次産業	82	57	219
運輸交通業	20	33	26
建設業	21	17	24
製造業	77	62	90
<b>合計</b>	<b>215</b>	<b>182</b>	<b>375</b>

(令和5年1月末速報値)

#### 事故の型別

事故の型別

- ◎新型コロナウイルス感染症を含む「**その他**」が**最多**!
- ◎新型コロナウイルス感染症を除くと「**転倒**」が**最多**!
- ◎「**墜落・転落**」災害も多く発生!
- ◎「**動作の反動・無理な動作**」の発生件数は**5年連続増加**!

5年前の2倍以上!

#### 被災者年齢別

(新型コロナウイルス感染症を除く)

被災者年齢別

- ◎**60才以上の方が被災する割合が全体の約1/4!**
- ◎50才以上では全体の半数以上!

～裏面もご確認をお願いします。～

### 事業者のみなさまへ

令和4年は笠岡労働基準監督署管内において労働災害が多発した年となり、新型コロナウイルス感染症を除いた件数でも、過去20年間で最も多かった令和2年に迫る状況となっています。労働災害を防止するためには、基本的な安全衛生活動などの取組を徹底するほか、事業場ごとに違うさまざまな課題・問題点を確実に改善へ向け取り組む必要があります。労働災害の撲滅に向け、これまでの安全衛生に関する取組状況について、見直しや取組の強化を図るようお願いいたします。

**引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に留意し、労働災害を発生させないために、事業者の皆様、従業員（労働者）の皆様が協力して全員で取組を推進してください。**

- ★**転倒災害を防ごう!**  
転倒災害の多くは「滑り」、「つまづき」、「踏み外し」によって発生しています。作業場所の整理・整頓、作業場所の清掃、転倒予防の運動などを行い、転倒災害を防ぎましょう。
- ★**腰痛を防ごう!**  
介助作業時、荷物の移動作業時に多く発生しています。職場における腰痛予防対策、チェックシート、啓発資料・リーフレット、転倒・腰痛予防「いきいき健康体操」等の情報を利用して腰痛災害を防ぎましょう。
- ★**墜落・転落災害を防ごう!**  
階段や開口部などからの墜落、トラックからの墜落の他、「脚立」や「はしご」といった用具からの墜落災害も多く発生しています。これら用具は、容易に使用できますが、適切に使用していないことが原因で災害が発生することがあります。作業前にチェックリストを用いて点検して使用しましょう。
- ★**高齢労働者の災害を防ごう!**  
高齢労働者は身体機能が低下することなどにより、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことがわかっています。職場環境の改善、高齢労働者の健康や体力の状況の把握、高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応、安全衛生教育などを進めて、働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

令和5年2月 笠岡労働基準監督署

## 【笠岡労働基準監督署からのお願い】

### なぜ労働災害防止が必要か。

**「働く人がその日の仕事についての身体の状態のままでその日の仕事を終える」（その日家を出た状態で無事に家へ帰る）**

生活のため働いている途中で、負傷したり、尊い命を失うことは、本人にとっても、家族や大切な人、職場の仲間にとっても、大きな悲しみであり、不幸なことです。また、会社や企業などにおいても、事業活動が停止する、優秀な人材を失うほか、刑事責任、民事責任、社会的な信用を失う可能性があります。

**人の生命と健康はかけがえのないものであり、労働災害は、本来あってはならないものです。**

### 労働災害のない職場（安全で安心して働くことができる職場）

大切な社員の安全と健康を守ることはもとより、災害に伴う事業活動の停止やその対応への経済損失を軽減することにつながります。また、人材を確保・養成する面においても、企業活動を活性化する上でも大きなメリットをもたらします。